

平成 24 年度第 6 回北広島市市民協働推進会議 会議概要

日 時	平成 25 年 3 月 26 日（火）午後 6 : 30～	
場 所	市役所本庁舎 2 階会議室	
出席者	委員 (4 名)	中林委員、大橋委員、竹村委員、井関委員
	事 務 局	岩泉企画財政部長、川口行政推進課長、及川主査、大原主査、杉山主査
	傍 聴 者	なし
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 議題 (1) 公益活動事業補助金制度の見直しに係る「応募の手引き」等の改正について</p> <p>3 その他 (1) 事務局からの連絡</p> <p>4 閉会</p>	
配布資料	<p>【資料 1】平成 25 年度北広島市公益活動事業補助金【応募の手引き】</p> <p>【資料 2】北広島市公益活動事業補助金交付要綱【改正後・改正前】</p> <p>【資料 3】北広島市公益活動事業補助金交付事務要領【改正後・改正前】</p>	

1. 開 会

事務局：会議の成立を報告

会 長：只今より、平成 24 年度第 6 回市民協働推進会議を開催いたします。

2. 審議事項

会 長：それでは、審議事項「公益活動事業補助金制度の見直しに係る応募の手引き等の改正」について事務局に説明を求めます。

事務局：「応募の手引き」「新旧交付要綱」「新旧交付事務要領」を使って説明。

以上で、「応募の手引き」「改正公益活動事業補助金交付要綱・交付事務要領の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

会 長：ありがとうございました。只今の事務局からの説明に関しまして、意見や質問はありますか。

A 委員：（補助対象外経費について、手引きでは運営に要する管理的経費とあるが）要綱の方をみると、経常的な活動に要する経費となっていて、例えば（要綱第 5 条）3 番の事務所等を維持するための経費はまったく文言が一緒であるが、4 番だけ文言を変えたことは何か意味がありますか。

自分としては管理的経費というのがピンとこなかったもので、この要綱の経常的な活動に要する経費というのが一般素人にはわかりやすいかな。何か管理的経費と書いてある意味はあるのですか。

事務局：NPO法が改正になりまして、今までは収支予算書というものでNPO団体は計算する形になっていましたが、活動予算書・活動決算書という形で活動内容、報告とか、そういう様式が一斉に変わりました。それで管理的経費という表現が、その事業の団体が予算を作ったり、会計をするときに管理的経費に含まれる経費は入らないという意味がありまして、逆にいうとNPOをやられているところは、管理的経費は補助対象経費にはなり得ない。あくまでも事業経費というところが分かれておりまして、事業経費に計上される事業、そのお金に対しては補助対象経費になるということで、そういう表現をさせてもらいました。

A 委員：NPO団体としては、その方がわかりやすいということですね。

会 長：他に何か。

B 委員：目的ですけれども、この補助金の応募の手引きの一番最初この制度の目的でもありますし、交付要綱 1 条の目的が同じ表現ですけれども。ここに、協働を促進するとか、推進するとか、というようなことが入るのが普通ではないのかなと今思ったんですけれども。これだけだったら公益活動団体に対する助成ということだけで、何でこれが協働推進と関係するのと言われると説明しづらい。どこかに公益活動団体の公益活動の活性化を図ることによって。

この補助金を出す事業が市の方の設定事業であれば、その設定事業に対して、公益活動団体が計画を立てて事業を推進していくというのは、協働といえるかどうかわかりませんが、市の方は財政支援的という活動をする、後は公益活動団体が活動するというのは、協働の極めて異例の協働かもしれませんけれども。

あるいは別の考え方で言えば、そういう公益活動団体に対して補助金を出すことによっ

て、その団体が今後さらに市といろいろな形で協働活動をするような能力とか、体力を強化するとか、何か協働の促進とか推進とかいうことが目的の中に謳われた方がよいのではないかなと思ったのですが。

事務局：こちらの中に協働という言葉は使われていないのですけれども、この補助事業、公益活動事業補助金というものは協働事業という枠の中の一部と言いますか、本当の真のねらい、市が望んでいるのは、補助金とかそういうものがなく、自然にとりか、NPOとかそういうところで自分たちがそういう活動をされて、ご提案をいただいて、市としても手の届かないものやっていくというフィフティ・フィフティの関係でやっていたら、一番協働としては成立するのかなと思うのですが。そこまでいっている団体は、うちの市とか、よその小さな市でもなかなかないものですから。足腰を強くしてもらおうという面もありまして。あとこういう補助金とかを使っただいて活動を活発にさせていただいて、また会員も増やしていただいて、自信をつけていただいて、企画力をつけていただいて、自分たちもお金がかかるかも知れませんが、提案をいただいて、市と一緒に何か事業をやっていただくというのが、最終的になればよいと考えているところです。

補助金の交付のところでは、その目的で言っているところが達成されることが協働になっていくと思われるのですが、この中でまた協働という言葉を使うことは表現を入れられないことはないんですけれども、あくまで補助金の目的を説明していることです。

事務局：考え方としては、20年、21年に「北広島市の協働指針」で作ったんですね。その中にいろんな手法で協働を進めていこう。その中で今、主査が言ったようにひとつの手段として公益活動事業補助金がありますよ、という作りになっていて、当然、協働は進めていく。その中のひとつの手段がこれですよ、という流れになっているので、敢えて入れないで、ここではこの補助金はこういうものですよ、というような謳い方になっているところです。

C委員：協働事業に対する補助金ではないですね。協働を行う公益活動団体の体力とか能力を強化するための補助金で、近い将来よりよい協働をしてくれる公益活動団体にますますなってってもらおうという、そういうイメージの補助金ですね。

会長：それではこれでよいですか、お諮りいたします。

審議事項「公益活動事業補助金制度の見直しに係る応募の手続き等の改正」については、事務局案どおりでよろしいでしょうか。

委員：よろしいです。

会長：以上で本日の議題である「公益活動事業補助金制度の見直しに係る応募の手続き等の改正」に関する審議を終了いたします。

その他事務局から、委員の皆さまにお伝えすることはありますか。

事務局：補助金採択にあたっての審査基準についてでございますが、従前は「初動支援コース」「自主事業支援コース」共に「公益活動事業補助金審査要領」に沿って、共通の審査基準を使って審査しておりましたが、25年度から新たにテーマ設定型事業コースを設けたことにより、「提案事業と設定テーマとの適合性」など「テーマ設定型」「自由提案型」それぞれに審査項目を設ける必要が生じたことから、6月上旬に実施を予定しておりますプレゼンの前、5月中に一度協働推進会議を開催させていただき、事務局より審査要領の見直しについて提示させていただき審議・決定いただきたいと思いますと考えております。

尚、次回会議の開催時期につきましては、改めて委員の皆さまのご都合をお伺いし、調整のうえ事務局より連絡させていただきたいと考えております。

事務局からは以上です。

会 長：只今の連絡事項について何かご質問はありますか。

委 員：よろしいです。

会 長：以上で本日の会議を終了いたします。

皆さまお疲れさまでした。

会議録署名委員
